

令和2年度 東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業(専門家派遣)
募 集 要 項

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症に係る従業員の休業等に関し、中小企業等における国の雇用調整助成金等の制度利用を支援するため、専門家を派遣し、助言を行うことで、雇用の継続を推進することを目的とした事業です。

2 内 容

雇用調整助成金の特例措置(新型コロナウイルス感染症関係)及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の活用をお考えの企業に都が専門家(社会保険労務士)を派遣し、助言を行います。

- (1) 派遣料:無料 (2) 派遣回数:5回まで (3) 派遣時間:1回につき原則2時間以内
- (4) 派遣期間:派遣を決定してから令和3年3月31日(水曜日)まで
- (5) 支援内容(取組項目)
 - ① 「雇用調整助成金の特例措置」(新型コロナウイルス感染症関係)に関する相談・助言
(申請手続き及びそれに伴う制度整備等)
 - ② 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関する相談・助言
(申請手続き及びそれに伴う制度整備等)

3 応募資格

申請を希望する企業(個人事業主を含む。)は、下記の要件を満たしている必要があります。

- (1) 都内で事業を営んでいること(※1)。
- (2) 常時雇用する労働者(※2)の数が300人以下の企業、一般社団法人及び一般財団法人等(※3)であること。
- (3) 常時雇用する労働者がいること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (5) 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に係る休業等に関する取組計画(以下「取組計画」という。)を策定し、取組の実施を予定していること。

※1 法人の場合は都内に本店登記がある、または支店・営業所等の事業所が都内にあることとし、個人においては事業所地が都内であることとします。ただし、都内で営業実態がなく、法人都民税が免除されている場合を除きます。

※2 常時雇用する労働者とは次の①～③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- ③ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

※3 企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2の「公益法人等」に該当(法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。)、または別表第3の「協同組合等」に該当するものも含まれます。ただし、次の①から③のいずれかを満たすものは除きます。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
- ② 特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)

【申請に係る注意事項】

※ 企業等が東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等の奨励金を、専門家派遣事業申請と同じ年度内に利用したこと(または利用する予定)があり、その奨励を受けた(または受ける)事業の内容と、取組の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。

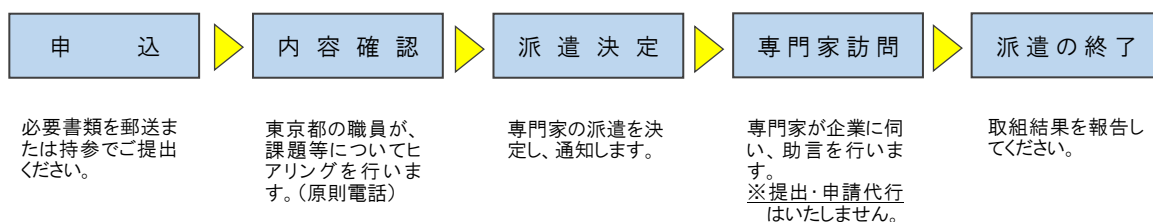
※ 企業等は1回の申請により、複数の取組項目について取組計画を策定し、申請することができます。なお、1申請にかかる派遣は最大5回とし、1申請にかかる派遣が終了した後、前回の申請と重複しない取組計画の内容について、再度申請を行うことができます(令和元年度に申請した取組内容が終了しなかった場合においては、再度申請の上、上限回数から前年度の実施回数を引いた回数を実施することができます。)

※ 企業等の代表者は、1申請にかかる派遣が終了した後でなければ、新たに申請することができません。

※ 企業等の代表者とは、過去に同内容で東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業(専門家派遣)を利用したことがない企業等の代表者です(令和元年度に申請した取組内容が終了しなかった場合においては、再度申請の上、上限回数から前年度の実施回数を引いた回数を実施することができます。)

※ 企業等の代表者は、東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣と当専門家派遣を同時に利用することができません(当専門家派遣への申請に係る派遣が終了した後でなければ、東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣を新たに申請することができません。また、東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣への申請に係る派遣が終了した後でなければ、当専門家派遣を新たに申請することができません。)

4 専門家派遣の流れ



- ・ 申込から専門家派遣までは、おおむね1週間程度かかります(応募状況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。)
- ・ 電話確認によるヒアリング等で申請の取組内容等を確認のうえ、専門家派遣の可否について決定し、通知します。ヒアリング等の結果によっては、派遣の決定をしないことがありますのでご了承ください。
- ・ 就業規則に関しては、あくまでも作成に向けた相談助言ですので、就業規則そのもの作成自体は、助言を受けて、各企業で行って頂くこととなりますのでご注意ください。
- ・ 顧問の社会保険労務士を指名することも可能です。この場合、顧問契約業務外の事項について取り組んでください。なお、申請前に、直接申請企業が顧問の先生の内諾をお取りください。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ・ 申請書(様式第1号) … 原本1部
- ・ 取組計画(様式第1号の2) … 原本1部
- ・ 顧問契約書【顧問の社会保険労務士を指名する場合のみ】 … 写し1部

※ 様式の入手方法

- 「TOKYO はたらくネット」からダウンロード

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/senmonka-haken/>

(2) 提出先及び提出方法

上記5(1)の書類を、東京都労働相談情報センター(所在地等は下記7をご参照)まで、郵送または持参にてご提出ください。

(3) 申請受付期間 令和2年4月1日(水曜日)から令和3年1月29日(金曜日)まで

- ※ 上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

6 その他

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令を遵守します。

7 応募先・問い合わせ先

東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター9階 ☎ 03(5211)2248